

2019年度
民事訴訟法講義
秋学期 第3回

関西大学法学部教授
栗田 隆

1. 訴訟手続の進行 専門家による補助
職権進行主義 訴訟指揮権 進行協議期
日 計画審理
2. 口頭弁論（第148条 ～ 第160条、憲82条
等） 準備書面 当事者照会

専門委員の制度

- 専門訴訟 特許や医療あるいは建築関係の紛争のように、紛争事実関係を正しく把握するのに専門的知識が必要な訴訟
- 専門委員の制度 専門訴訟について、争点整理段階あるいは証拠調べの段階で専門的知識を有する者が裁判官を広く範囲にわたって補助する制度

T. Kurita

2

知的財産事件における裁判所調査官 (92条の8)

平成17年4月1日から施行。制度の導入理由

1. 裁判官は、法律の専門家ではあるが、科学技術分野における専門的知識を十分に有するとは限らない。
2. 科学技術分野は、猛烈なスピードで発展している。

T. Kurita

3

手続進行－現行法は職権進行主義

- 訴訟は、裁判所と両当事者が紛争解決を目指すで行う共同作業である。
 1. 職権進行主義 訴訟手続の進行の主導権を裁判所に認める建て前
 2. 当事者進行主義 主導権を当事者に認める建て前
- ✓ アクセントの置き方の問題である。

T. Kurita

4

当事者の意見の尊重

- 審理の計画 (147条の3)
 - 争点整理手続における意見聴取 (168条・170条3項・175条)
 - 進行協議 (規95条1項)、および協議の実施方法についての意見聴取 (規96条)
 - 証拠調べの方法についての意見聴取 (202条・207条、規121条・123条1項)
 - 訴訟記録の作成についての意見聴取 (規68条・170条)
- など。

T. Kurita

5

訴訟指揮権

- 訴訟が適正かつ能率的に行われるようにするために裁判所（または裁判長）の行う行為を訴訟指揮と言い、
- 訴訟指揮を行う権限を訴訟指揮権と言う。

T. Kurita

6

訴訟指揮権の範囲

- これを定めた規定はない。具体的な内容は文献により異なる。
- 終局判決は、訴訟指揮の裁判から除外される。
- 中間判決については、これを除外する文献と、除外しない文献とがある。
- この講義では、訴訟手続を直接終了させる裁判（終局判決等）を準備する過程でなされる裁判所の行為を訴訟指揮と考えることにする。

T. Kurita

7

裁判長の訴訟指揮権（弁論指揮権）（[148条](#)）

- 口頭弁論（最広義）は裁判長が指揮する
 - [120条](#)により、いつでも取り消すことができる。
 - 合議体に対する異議の陳述 訴訟指揮の裁判等について認められている（[150条](#)）
- ✓ 「裁判所に属する訴訟指揮権を裁判長が発言機関として行使する」との説明もある。

T. Kurita

8

訴訟指揮権の主体 合議体か裁判長等か

論点

- 訴訟指揮権の行使の前に合議すべきか否か、
- 合議を経ずに行使される訴訟指揮権について、その不服申立てをどうするか。

T. Kurita

9

合議体が合議の上行使するもの

- 指揮権を定める条文において主語が裁判所となっているもの（[151条](#)－[155条](#)など）。

T. Kurita

10

合議体の監督のもとに裁判長等が行使するもの

- 指揮権を定める条文において主語が裁判長等になっているが、合議体への異議申立てが認められている指揮権である。例：口頭弁論の指揮（[148条](#)）・釈明権（[149条](#)）
- 当事者が異議を申し立てた場合にのみ合議に付し、裁判所が決定で異議について裁判する（[150条](#)・[202条](#)3項、[規117条](#)）。
- 裁判所が合議体でない場合には、異議申立ての余地はないと解されている。

T. Kurita

11

合議体から独立して裁判長が行使するもの

- 指揮権を定める条文において主語が裁判長になっており、かつ、合議体への異議申立てが規定されていないもの。例：
- 期日の指定（[93条](#)1項）
- 準備書面等の提出期間の設定（[162条](#)）
- 訴状の補正命令・却下命令（[137条](#)。3項に注意）

T. Kurita

12

訴訟指揮の裁判の取消し

- 訴訟指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるのが原則である（[120条](#)）。
- 取消し・変更の可能性が個別に規定されているものもある。例：
 1. 特別代理人の選任・改任（[35条2項](#)）
 2. 訴訟代理人の許可（[54条2項](#)）
 3. 弁論の制限・分離・併合（[152条1項](#)）
 4. 弁論準備手続に付す裁判（[172条](#)）

T. Kurita

13

[120条](#)による取消しになじまない裁判

- 確定すると当該裁判所における訴訟手続が終了するもの： 訴状の却下命令（[137条](#)）、移送の裁判（[16条以下・21条](#)）
- 即時抗告に服する裁判は、訴訟指揮の裁判に含まれるものでも、即時抗告が認められた趣旨により、[120条](#)による取消しになじまない。
- ただし、それぞれの裁判を正当化する事由が消滅した場合には、確定後でも取消しを認めるべきものもある：担保提供命令（[75条・79条](#)）

T. Kurita

14

進行協議期日（[規95条](#)）

- 裁判所と当事者双方が訴訟の進行に関し必要な事項について協議するために開かれる **口頭弁論外の期日**である。
- 特徴
 1. 両当事者に立会の機会を与える。
 2. 非公開でよい。
 3. 口頭弁論調書ないしこれに準じた調書の作成を要求されない。
 4. 裁判所外で行うことができる（[規97条](#)）。

T. Kurita

15

訴訟手続の計画的進行（[147条の2](#)）

- 裁判の迅速化に関する法律第2条：「裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については2年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局」させることにより行う。
- 民訴147条の2：「裁判所及び当事者は、適正かつ迅速な審理の実現のため、訴訟手続の計画的な進行を図らなければならない」。

T. Kurita

16

審理の計画（[147条の3](#)）

- 要件： 複雑な事件について適正かつ迅速な審理を行うため必要があると認められるとき
- 裁判所が策定する。
- 当事者との協議が必要。合意の成立は必要ない。
- 計画変更は、許される（4項参照）。
- 口頭弁論調書への記載（[規67条2号](#)）。
- 裁判長は、当事者の意見を聴いて、特定の事項についての攻撃防御方法を提出すべき期間を定めることができる（[156条の2](#)）。

T. Kurita

17

計画策定事項

- 必要的策定事項（2項）
 1. 争点及び証拠の整理を行う期間
 2. 証人及び当事者本人の尋問を行う期間
 3. 口頭弁論の終結及び判決の言渡しの予定時期
- 任意的策定事項（3項）
 1. 特定の事項についての攻撃又は防御の方法を提出すべき期間
 2. その他の訴訟手続の計画的な進行上必要な事項

T. Kurita

18

審理計画の効力

- 攻撃防御方法の却下 (157条の2)
- 訴訟費用の負担 63条はここでも作用する。

T. Kurita

19

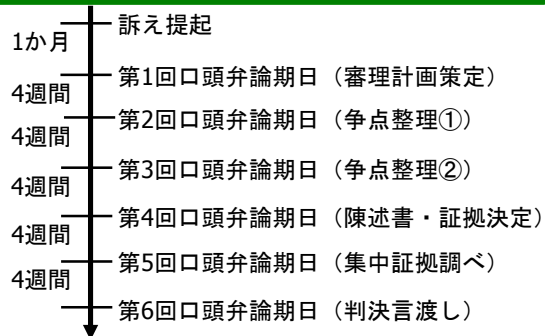
様々な審理進行モデルが用意されている

- 早期型事件と複雑型事件（ファーストトラックとマルチトラック）
- 6か月コース、9か月コース、1年コースなど
- 固い審理計画とやわらかい審理計画

T. Kurita

20

旭川地裁の6か月コース



T. Kurita

21

ポイント

- 期日の一括指定
- モデルコースを選択した事件の優先
- 裁判所書記官による主張対照表の作成

T. Kurita

22

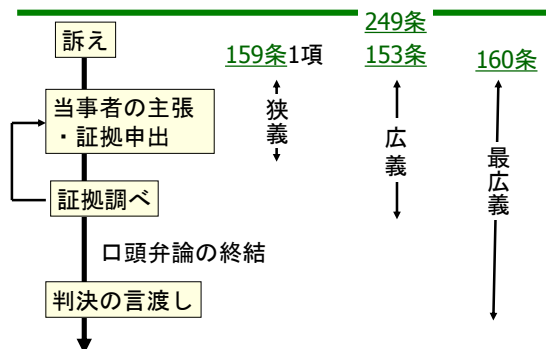
口頭弁論の方式に関する諸原則

- 公開主義（憲82条）とその制限
 1. 対審について 憲法82条2項
 2. 訴訟記録について 91条2項・3項・92条1項
- 口頭主義と重要事項の書面化
- 口頭弁論調書の作成（規則66条以下）
- 継続審理（集中審理）主義 ⇄ 並行審理主義

T. Kurita

23

口頭弁論はいろいろな意味で用いられる



T. Kurita

24

口頭弁論の主宰者＝裁判所

- 口頭弁論は、裁判所（合議体）が判断材料を獲得するために行われ、裁判所が主宰する。
- 受命裁判官や受託裁判官がたとえ法廷で当事者の主張を聴いたり証拠調べをしても、口頭弁論にはならない。

T. Kurita

25

口頭弁論の一体性

口頭弁論ならびに証拠調べは、何回に分けて行われようとも、終結するまでに行われた口頭弁論の全体が一体として判決の基礎となる。

1. 前の期日で行われた弁論は、後の期日で繰り返される必要はない。
2. 当事者の弁論は、どの期日で行っても、裁判資料としては基本的に同一の効果をもつ。

T. Kurita

26

各回の口頭弁論期日の進行

- 期日指定と期日への呼出し（93条・94条。139条も参照）

- 期日の開始＝事件の呼上げ（規62条） 審理の対象となる事件を特定するために必要である。
- 当事者、裁判所・裁判官及びその他の者の行為
- 期日の終了＝次回期日の指定または弁論の終結

T. Kurita

27

釈明権（149条1項・2項）

- 訴訟関係（紛争の事実関係、事件の内容）を明らかにするため、当事者に対し事実上・法律上の事項について質問を発し、立証をうながす裁判長等の権限を釈明権という。
- 当事者から異議があれば合議に付す。

T. Kurita

28

続

- 消極的釈明 当事者の申立て・主張が不明瞭であったり矛盾している場合に、その不明を正すための釈明。
- 積極的釈明 事案の適正な解決に必要な申立てや主張が欠ける場合に、裁判長等がこれを示唆・指摘する釈明。
- ✓ 主張責任を負う者のみならず、その相手方に対しても釈明権を行使することができる（特に相手方が単純否認をする場合）。

T. Kurita

29

期日外釈明（149条1項・2項）

- 裁判官（裁判長・陪席裁判官）が口頭弁論の準備のために期日外で記録を調査・検討している時に釈明が必要と考えた点については、期日を待つことなく、すみやかに釈明を求めることが審理の効率化にかなう。
- 攻撃防御方法に重要な変更を生じ得る事項について釈明権を行使したときは、手続の公正さを担保するために、その内容を相手方に通知し（149条4項）、裁判所書記官は、その内容を訴訟記録上明らかにしておく（規則63条2項）。

T. Kurita

30

求問権（149条3項）

- 相手方の主張が不明瞭の場合に、それを明瞭にするための裁判長の発問を求める当事者の権利。
- 相手方の主張がすでに明瞭であると裁判長が判断すれば、発問はなされず、求問（発問申立て）は却下される。
- 当事者から当事者への直接の発問では、不適切・不要な発問あるいは感情的な応答がなされる虞があるので、このように裁判長を介して発問する。

T. Kurita

31

釈明処分（151条）

- 釈明権を行使して、主張を明確にさせるだけでは、不十分な場合がある。裁判所は、訴訟関係（紛争の事実関係）を明瞭にするために、151条列举の処分をすることができる。
- 職権であることができる。
- 得られた資料は、口頭弁論期日において得られたものであれば又は口頭弁論に顕出されれば、247条の「口頭弁論の全趣旨」に含まれる。

T. Kurita

32

攻撃と防御

- **攻撃（攻撃的申立て）** 原告の判決申立て＝請求の趣旨に示された判決の申立て
 - **防御（防御的申立て）** 被告の判決申立て＝訴え却下・請求棄却の申立て（答弁書の記載事項である）
- ✓ 攻撃と防御の語は、これとは異なる意味で使われることもある。Ex. 「当事者が口頭弁論において攻撃防御を尽くす」

T. Kurita

33

攻撃方法と防御方法

- 各当事者が自己の攻撃または防御を根拠付けるために提出する一切の裁判資料ないしその提出行為を攻撃方法または防御方法という。
- 被告が攻撃方法を提出することはない
民訴法146条参照
- 原告が防御方法を提出することはない
ただし、規則53条3項に注意

T. Kurita

34

攻撃防御方法の内容

- 法律上および事実上の主張
 - 証拠の申出（180条）
 - 相手の攻撃防御方法に対する陳述（161条2項2号） 相手方の主張や証拠申出に対する態度表明や意見陳述、相手方の攻撃防御方法に対する却下の申立て（157条）。
 - その他 相手方に対する質問（149条3項）。
- ✓ 個々の条文で内容が異なることがある。例：161条2項と157条を対比せよ。

T. Kurita

35

証拠結合主義⇔証拠分離主義

- 証拠調べと事実主張とは並行して行うことができるという原則。
- 証拠調べ（特に書証）の結果にあわせて事実主張を変えて争点が整理される。
- 証拠調べの完了後に証拠資料から認定される主要事実と主張とを整合させることもできる（主張の整理）。

T. Kurita

36

攻撃防御方法の提出時期（156条等）

- 一般原則 適時提出主義（156条）
- 手続の段階付けによる制限
 1. 審理の計画を経た場合（147条の3第3項）
 2. 争点整理手続を経た場合（167条等）
- 裁判長による個別的な提出期間の設定
 1. 審理計画に従った手続進行のために必要な場合に、攻撃防御方法の提出期間（156条の2）。
 2. 特定の事項について、準備書面の提出あるいは証拠申出の期間（162条）

T. Kurita

37

時機に後れた攻撃防御方法の却下（157条1項）

- 時機に後れて提出されたものであること
- 後れたことが当事者の故意又は重大な過失に基づくこと
- その攻撃防御方法を斟酌すると訴訟の完結を遅延すること

T. Kurita

38

趣旨不明瞭の攻撃防御方法の却下（157条2項）

- 趣旨不明瞭の攻撃防御方法は、裁判の基礎として斟酌できない。
- 斟酌できないことを明らかにするために、釈明の機会を与えたうえで、却下する。

T. Kurita

39

審理の計画が定められている場合の攻撃防御方法の却下（157条の2）

- 審理の計画が定められていること
- 特定の事項について提出期間が定められたこと
- その期間後に攻撃防御方法が提出されたこと
- 審理の計画に従った訴訟手続の進行に著しい支障を生ずるおそれがあること
- ただし、相当の理由があることを疎明したときは、却下されない。
- ✓ 故意または重大な過失により後れたことが要件になっていないことに注意

T. Kurita

40

その他の理由による却下（1）

- 訴訟手続を不安定にし、審理の遅滞を招き、かつ当該攻撃防御方法の提出により当事者が得ようとした利益が他の手段で実現することができる場合。
- 最判平成10年4月30日： 訴訟上の相殺の抗弁に対し訴訟上の相殺を再抗弁として主張することは、不適法として許されない。

T. Kurita

41

その他の理由による却下（2）

- 既判力により遮断される場合。
- 不必要な証拠は取り調べることを要しない（181条）。
- 当事者が違法性の強い方法あるいは信義誠実原則に反する度合の強い方法で収集した証拠も、却下される。

T. Kurita

42

最初にすべき口頭弁論の期日

口頭弁論が最初に（初めて）おこなわれる期日

- この期日では、原告が訴状に基づいて、どのような判決を求めるか（請求の趣旨）を陳述し、請求の原因と請求を理由づける事実を述べる。
- 被告も、どのような判決を求めるかを陳述し、その理由を述べる。

T. Kurita

43

陳述擬制（158条）

- 最初にすべき口頭弁論の期日に原告が出頭しない場合、または出頭したが請求を陳述しない場合には、審理の対象を口頭弁論に上程させるために、原告が提出した訴状・準備書面を陳述したものとみなす。
- これとの公平上、被告が出頭しない場合、および出頭しても本案について弁論しない場合には、裁判所は、被告が期日までに提出した答弁書その他の準備書面を陳述したものとみなす。

T. Kurita

44

158条の陳述擬制の要件で注意すべき点

- 最初にすべき口頭弁論期日つまり原告が請求を陳述すべき期日であること 続行期日においては、陳述擬制は認められない。例外：277条。
- 当事者の一方が本案の弁論をする場合であること 当事者双方が出頭しない場合、又は出頭しても弁論をしない場合には、訴えの取下げの擬制に向かい出す（263条）。

T. Kurita

45

相手方の主張に対する当事者の態度

- 争う
- 知らない（159条2項）
- 認める
- 沈黙（159条1項・3項）

T. Kurita

46

擬制自白（159条1項）

- 当事者が口頭弁論において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしない場合には、弁論の全趣旨により（口頭弁論全体におけるその者の態度の合理的解釈により）その事実を争ったものと認めるべきときを除き、その事実を自白したものとみなされる（159条1項）。
- 自白の効果については、179条参照。

T. Kurita

47

一方の不出頭の場合（159条3項）

- 原則： 擬制自白の規定が準用されるのが原則である（159条3項。肯定的争点決定）。
- 例外 不出頭者への期日への呼出しが公示送達によりなされた場合（159条3項ただし書。否定的争点決定）。
- 注意： 準備書面に記載されなかった事実は相手方が不出頭の場合には陳述できないので（161条3項）、この事実については擬制自白の余地もない。

T. Kurita

48

不知の陳述（159条2項）

- 相手方の主張に対して「知らない」と答えることは、争ったものと推定される（159条2項）。
- 相手方がその事実について証明責任を負う場合には、相手方は、証拠を提出することが必要となる。

T. Kurita

49

不知の陳述が許されない場合

次の場合には、相手方が証明責任を負う事実について不知の陳述をする者は、事実関係の調査義務を負い、その結果を報告すべきである。

1. 自己の行為または認識が問題となっている場合
2. 自己との実体的な関係により情報提供を求めることができる第三者（代理人や前権利者など）の行為

T. Kurita

50

調査義務違反の効果

- 裁判所は、不知の陳述を却下することができる（157条2項の類推適用）。
- 調査結果を報告しないことを心証形成の資料にすることができる（247条）。

T. Kurita

51

準備書面

- 準備書面とは、当事者が口頭弁論において陳述しようとする事項を記載して裁判所に提出するとともに相手方に送付する書面である。
- 口頭弁論は、各当事者が主張しようとする事実を準備書面に記載して相手方及び裁判所に予告することにより準備しなければならない（161条1項）。

T. Kurita

52

記載事項（161条）

準備書面には、次の事項を記載する。事実についての主張を記載する場合には、証拠も記載する（規則79条4項）。

1. 自己の攻撃又は防御の方法
2. 相手方（原告・反訴原告）の請求に対する陳述（被告・反诉被告の防御）
3. 相手方の攻撃防御方法に対する陳述 相手方主張事実を否認する場合には、その理由を記載しなければならない（規則79条3項）。

T. Kurita

53

答弁書の記載事項

準備書面の一般的記載事項のほか、次の事項を記載する。

1. 訴状の場合と同様に（規則55条）、重要な証拠文書の写しを添付すること（規則80条2項）。
2. 訴状の場合と同様に（規則53条4項）、被告又はその代理人の郵便番号および電話番号・ファクシミリの番号を記載すること（規則80条3項）

T. Kurita

54

裁判所への提出と相手方への送付（直送）

- 準備書面は、相手方が準備をなすのに必要な期間をおいて、
 1. 裁判所に提出する（[規則79条](#)）。
 2. 相手方当事者に直送をする（[規則83条・47条](#)）。
- いずれについても、ファクシミリを利用することができる（[規則3条・47条1項](#)）。

T. Kurita

55

相手方の受領書

- 準備書面に記載されている事項については、相手方不在の法廷で主張して相手方の擬制自白を成立させることが可能であるので（[159条3項](#)）、相手方が準備書面を受領したことが明確にされなければならない。
- 具体的な方法については、[規則83条2項・3項](#)を参照。

T. Kurita

56

送付が確認された準備書面に記載されていない事実

- 相手方が在廷しない場合 主張できない（[161条3項](#)）。この結果、その事実については、[159条1項](#)の擬制自白を成立させることができない（相手方の弁論権の保障）。この事実には、間接事実も含まれる。相手方の主張に対する否認・不知の陳述は、記載されていなくても主張できる。
- 相手方が在廷する場合 主張することができる。

T. Kurita

57

裁判所に提出された準備書面に記載されている場合

- 最初にすべき口頭弁論期日に欠席しても、記載事項は陳述したものと見なされる（[158条](#)）。
- 被告が本案について準備書面（答弁書）を提出した後では、訴えの取下げには相手方の同意が必要である（[261条](#)）。

T. Kurita

58

当事者照会（[163条・規則84条](#)）

- 当事者は、主張又は立証を準備するために必要な事項について、裁判所を介さずに、直接相手方に照会する（問い合わせる）ことができる。
- 当事者間での照会・回答により、事実関係が相当地に明らかになることが期待され、裁判所の釈明権を介するより効率的であるので、この制度が設けられた。
- 訴訟係属中でなければならない。濫用の防止のためである。

T. Kurita

59

当事者照会に対する回答がなされない場合

- 回答拒絶に対する直接の制裁はない。
- 当事者は、必要であれば、裁判所に発問を求めたり（求問権。[149条3項](#)）、[222条](#)の文書特定手続をとることができる。
- 当事者は口頭弁論において、どのような照会に対して回答がなされなかったかを主張して（必要であれば立証して）、回答の経過を事実認定の資料に含まれるようにすることができる。

T. Kurita

60